



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月21日火曜日 第2665号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の撤回.....（医療対策課）... 470
 指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 470
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 471
 地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 471
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 472
 道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 472
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 472
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 472
 土地改良区役員の住所の変更の届出.....（ " ）... 473
 土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 473
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 473

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（2件）.....（労働委員会事務局）... 473

告 示

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第516号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。
 平成27年4月21日

名 称	所 在 地	開 設 者 名
公立学校共済組合三島医療センター	四国中央市中之庄町1684番地2	公立学校共済組合

○愛媛県告示第517号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
 平成27年4月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル2階	梅岡 秀一	精神通院医療	平成27年4月1日
ゆかわ薬局二番町店	松山市二番町三丁目7-14 松山ガーデンスクウェア1階	有限会社ゆかわ薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年4月1日
クオール薬局四国中央店	四国中央市上分町783番地1	クオール株式会社	精神通院医療（薬局）	平成27年4月1日
おひさま薬局	松山市竹原2丁目1番50号 エバーグリーン松山1号館1階	有限会社あおぞら薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年4月1日
レデイ薬局古三津店	松山市古三津二丁目15番13号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年4月1日
かいてき調剤薬局空港通店	松山市空港通二丁目13番地8号 1階	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療（薬局）	平成27年4月1日

○愛媛県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. It details changes for two locations, Fujidai A and Fujidai B.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第519号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年4月13日次のとおり定めた。

平成27年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 調査を行う者の名称, 調査地域, 調査期間, 摘要. It lists survey areas like Matsuyama City and various districts.

Table with 4 columns: 調査地域, 調査期間, 調査内容. It lists specific survey areas like Utsunomiya City and various districts.

大 洲 市	長浜の一部 新谷の一部 菅田の一部	” ” ”	” 地籍調査 ”
四国中央市	金砂町平野山の一部	平成28年 3月31日まで	地籍調査
	金砂町小川山の一部	”	”
	富郷町津根山の一部	”	”
	金生町山田井の一部	”	”
	川滝町下山の一部・領家の一部	”	”
	土居町上野・畑野	”	”
	土居町上野の一部	”	”
	新宮町馬立の一部	”	”
	寒川町江之元	”	数値情報化
	金生町山田井の一部	”	”
土居町上野の一部	”	”	
新宮町新瀬川の一部	”	”	

東 温 市	滑川の一部 松瀬川の一部	平成28年 3月31日まで	地籍調査 ”
	明河の一部・滑川の一部	”	数値情報化
	松瀬川の一部	”	”
	滑川の一部	”	”
	北方の一部・松瀬川の一部	”	”
	河之内の一部・松瀬川の一部	”	”

○愛媛県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月21日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町馬立38番	旧	メートル 17.0~47.0	キロメートル 0.075	
			新	17.0~97.0	0.075	

○愛媛県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町馬立38番	平成27年 4月21日

○愛媛県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
”	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地 4
”	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
”	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地

”	柳 原 計 介	松山市勝岡町2573番地 1
”	大 野 信 哉	松山市勝岡町1287番地
監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
”	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
”	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地 4
”	大 野 み き	松山市勝岡町2667番地
”	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
”	徳 永 幸 子	松山市勝岡町2641番地
”	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地

監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	竹 田 安 重	松山市久保田町338番地	松山市久保田町339番地

○愛媛県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第1号 平成27年4月10日	伊予市上野字ヲサ925番1、926番、927番1、927番2、928番、929番、932番3、933番3、933番4、934番5、935番1及び2885番1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 中 山 勇

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成27年4月10日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（平成26年5月愛媛県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成27年4月21日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	局長、病院管理監、課長、技幹、課長補佐、主幹、専門員（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事（人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。）、同財務グループ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事（予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、
管 理 事 務 所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県 立 病 院	院長、事務局長、経営統括監、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。）、総務課長、看護部長

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成27年4月10日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（平成25年5月愛媛県地方労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成27年4月21日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、副部长、課長、専任課長、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。）、
水道管路管理センター	センター長、専任課長、主幹
浄水管管理センター	センター長、専任課長、主幹
中 島 分 室	分室長、主幹